内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進 令和5年2月10日付け 事務連絡(抜粋)	イベント開催等における	必要な	よ感染防止策	別紙 4	別紙 2
基本的な感染防止策		*	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること		
1. イベント参加者の感染	 対策				
(1) 感染経路に応じた感染対策					
•	入退場口やトイレ等の共用部)に 間の適切な距離の確保	散動近密を	、場ゲートの増設、開場時間の 放退場の実施、密集を回避する 放線確保等の体制構築、交通を 近の混雑度データを踏まえたが での二酸で 活用した混雑状況の把握・ で で で で で で で で で で で で で で の で の で の	るための人員 機関との連携 増便等)によ 化炭素濃度測	員配置や 携(駅付 よる誘導 則定器等
二酸化炭素濃度を概ね1 器の活用が効果的) *機械換気が設置されてい 2方向の窓開け *機械換気、窓開け換気と *屋外開催は除く ロイベント会場(客席、	会気又は窓開け換気 り換気量30m³/時を目安)を確保するため、 000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定 ない場合の窓開け換気は、可能な範囲で もに、相対湿度の目安は40-70% 入退場口やトイレ等の共用部)に 間の適切な距離の確保【①と同様】	· 方 · 二 · 注 · 担	が施設の設備に応じた換気施設に備わっている換気設備の確 た適切な換気 二酸化炭素濃度測定器による常時 舌用した換気状況を確認するため 換気能力維持のための定期的な検 三離の確保については、①飛済	モニターや映作の手法の検討 査・メンテナ	像解析を ・実施 ンス
	こまめな手洗・手指消毒徹底や、 ト会場(客席、入退場口やトイレ 実施	置	は体的な手洗場、アルコール等場所、準備個数等の検討・第7ナウンス等による手洗・手	実施 指消毒の呼び	バかけ

□ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)に

おけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例

を参照

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること			
(2) その他の感染対策				
④飲食時の感染対策□ 上記(1)感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知	○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の 推奨○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専 用エリアでの感染対策(身体的距離の確保等)			
⑤イベント前の感染対策■ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	○ 体制構築の上、検温・検査の実施○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備			
2. 出演者やスタッフの感染対策				
 ⑥出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1)感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施 	 ○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施・健康アプリの活用等による健康管理・出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施・発熱等の症状がある者は出演・練習を控える・練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施・控室等における換気や三密の回避 ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知 			